

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見・早期対応
- 3 いじめへの組織的な対応
- 4 家庭や地域との連携

### 桜江小学校 人権宣言

仲間を大切にし、思いやりのある行動をしよう。

- ☆じぶんからあいさつをしよう
- ☆ていねいなことばをつかおう
- ☆「ありがとう」「ごめんなさい」を言おう
- ☆友だちのよいところを見つけ伝えよう

#### いじめの防止等のための対策に関する基本方針

##### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### 【基本的な考え方】

いじめは、子どもの健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、人の尊厳を奪う重大な問題であり、絶対に許すことのできない行為である。

いじめについては、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる。

本校教職員は、上記の2つをいじめに対する基本的認識としてもちながら、いじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合には、組織的に適切で迅速な対処を行う。さらにその再発に努める。

## 1 いじめの未然防止のための取組

教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培うとともに、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていく。また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取組を行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要となってくる。加えて、全ての児童が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自己肯定感をもつことができ、充実感の得られる学校生活づくりをめざす。

### (1) 桜江小人権宣言

いじめを未然防止するために、「桜江小学校人権宣言」について継続的に児童に伝える。

- ◆4月に、「桜江小学校人権宣言」、子どもたちへの「いじめ」根絶宣言(資料1)等を利用した学級指導を行う。
- ◆毎月、各学級で「桜江小学校人権宣言」に関わる学級活動、学級指導等を行う。
- ◆人権宣言に基づいた人権集会を12月に開催する。

### (2) 学習指導、特別活動、教育課程外(課外活動)での指導

#### ① 学習指導

子どもと接する時間が最も長い「授業」が、成長を促す生徒指導の中心である。各教科の学習において、一人一人の児童にとって「わかる授業」の成立や、一人一人の児童を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫ある学習指導を行うよう努める。日々の指導において、①児童に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を支援することに留意する。これらの指導を行うことで、児童の自己肯定感を高めることやコミュニケーションの成立、よりよい人間関係の構築につなげる。

#### ② 特別活動

特に学校行事は、異学年が協働して学ぶまたとない機会である。ねらいを明確にし、望ましい言動の子をほめ、社会性を育成していく。また、児童同士の「絆づくり」を通して、互いに認め合い、自己肯定感を感じられるようにしていく。

#### ③ 異学年活動(体験活動)

以下のような活動で意図的に指導を行う。

- ・集団登校 ・集団下校 ・縦割り班清掃 ・児童会活動 ・縦割り班遊び

「望ましい姿・ねらいとする姿」を明確にし、特に「こんなコミュニケーションを身に付けさせたい」という具体例を指導者は想定しておく。そして、見逃さずにほめて伸ばす。こうしたことにより、児童の自治的能力や自主的態度を育成していく。



#### ④ 教育課程外の活動

教育課程外として行う体育的な活動での指導、音楽的な活動の指導時に、上記と同じ趣旨、方策で指導し、社会性を育成する。

#### (3) 未然防止のための指導

##### ① 「道徳」授業

- ・「思いやりの心を育てる道徳」授業を、学期に1回(以上)実施する。
- ・「人権同和教育」に関する授業を授業参観時、全校一斉に公開する。(1月)

##### ② 生活目標指導

- ・生活目標の中に、社会性を育ていじめを予防する内容を意図的に配置する。

##### ③ 以下のような「ツール」を活用し、スキルとして行動化する。

- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・構成的グループエンカウンター

##### ④ 学校での取組を学校便り等で保護者に知らせ、協力をお願いする。

#### (4) 家庭や地域との連携

- ① 地域や家庭に対して、いじめの取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。
- ② 家庭訪問や学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ③ 学校、PTA、地域の関係団体等が集まる場においていじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

## 2 いじめの早期発見に向けての取組

いじめの早期発見のために、以下の取組を行う。

#### (1) アンケート等の年間計画

時期	アンケート		会合等
	児童対象	教員対象	
4月	上旬		職員会議での児童の情報交換
	中旬		桜江小学校人権宣言(学級指導)
	下旬		
5月	上旬		
	中旬	聞いてよカード	兆候チェック

	下旬			
6月	上旬	なかよしアンケート(1・2年) アンケートQ・U(3年以上)		
	中旬	人権アンケート(5, 6年)	兆候チェック	教育相談
	下旬			
7月	上旬			桜江小学校人権宣言振り返り (学級指導)
	中旬	聞いてよカード	兆候チェック	児童総会
	下旬			アンケートQ・U研修会
9月	上旬			
	中旬	聞いてよカード	兆候チェック	
	下旬			
10月	上旬			
	中旬	聞いてよカード(1～4年)	兆候チェック	
	下旬			
11月	上旬	なかよしアンケート(1・2年) アンケートQ・U(3年以上)		
	中旬		兆候チェック	教育相談
	下旬			
12月	上旬			人権集会
	中旬	聞いてよカード	兆候チェック	児童総会
	下旬			
1月	上旬			
	中旬	聞いてよカード(1～4年)	兆候チェック	
	下旬	人権アンケート(5, 6年)		教育相談
2月	上旬			アンケートQ・U報告
	中旬	聞いてよカード	兆候チェック	
	下旬			
3月	上旬			
	中旬	聞いてよカード	兆候チェック	
	下旬			

(2) 定期的な調査方法について

① 「いじめの兆候チェック」(教職員用)【別紙1】について

ア 目的

複数の教職員の目から、学級の状況を観察することで、いじめの兆候をすばやくとらえる。

イ 実施方法

◆全教職員が、「いじめの兆候チェック」の項目について、感じるときは×、やや感じる時は△、感じない時は○を記入する。

◆担任は自学級について書く。

◆その他の教職員は、関わりのある学級すべてについて思い浮かべる。

△、×を書く場合は学年、学級も記入する。

ウ チェック表の活用について

◆マイナスの評価が多い学級があった場合、生徒指導主任と担任、管理職で学級の現状について再点検を行い、必要な措置を講じる。

② 「聞いてよカード」「なかよしアンケート」(児童用)【別紙2】について

ア 目的

◆定期的に児童の内面を知る機会をつくることで、いじめの兆候をとらえる。

◆定期的にアンケートをすることで、やってはいけない行為について児童に意識させる。

イ 実施方法

◆全児童に別紙「聞いてよカード」を書かせる。

◆担任は、記入されている内容を確認し、「桜江っ子ファイル」に綴じる。

ウ アンケート結果の活用について

◆担任は、アンケート結果で心配な児童が発見された場合は、すぐに生徒指導主任に報告する。  
必要に応じて、教育相談を行う。

◆マイナスの評価が多い学級があった場合、生徒指導主任と担任、管理職で学級の現状について再点検を行い、必要な措置を講じる。

③ アンケート Q-U

ア 目的

◆いじめ等の生徒指導上の諸課題の早期発見・初期対応及び未然防止を図る。

◆学校生活等への満足度を高める教育を推進し、すべての児童が安心した生活を送ることができ  
る学校づくりをめざす。

イ 実施方法

◆1回目を5～6月に実施し、2回目を10～11月に実施する。



#### ウ アンケート結果の活用について

- ◆個人の状態と集団の状態について、実態把握と分析を行い、対応策を全職員で検討する。
- ◆組織的な対応を実践し、2回の結果からどのように改善したか評価・検証する。
- ◆評価、検証したことを、後半の実践に生かし、さらなる改善を図る。

#### (3) 日常的な取組

- ・桜江っ子を語る会（職員会に併せて実施）の実施
- ・スクールカウンセラーの活用（児童の面談、保護者の面談、学級活動）
- ・校内研修の実施

### 3 いじめに取り組むための校内組織

#### ① 桜江っ子を語る会

職員会議に併せて、全教職員で問題傾向を示す児童について、現状や指導についての情報交換、指導方針についての話し合いを行う。

#### ② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職・生徒指導主任・養護教諭・関係者による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。なお、話し合う内容によっては、委員会開催時に、SC、江津市教育委員会指導主事、SSW等を招聘する。

いじめが疑われる事案が見つかった場合には、「いじめ緊急対応会議」を開催して、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

「いじめ緊急対応会議」でいじめとして対応すべきと判断した場合、「いじめ解消チーム」を編成して対応する。メンバーは、生徒指導主任、担任、養護教諭を軸としながら、必要に応じて、適切な人選を行う。状況に応じて、指導主事、SC、SSWなど外部専門家の協力を得る。

### 4 いじめの早期解決に向けての取組

#### ◆いじめの疑いがあるような行為が発見された場合

いじめが疑われる事案が、本人の訴え、「サイン」の発見、児童からの報告、保護者からの報告等であった場合、すぐに生徒指導主任に報告する。

生徒指導主任は、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会による「いじめ緊急対応会議」を開催する。会議では、被害児童に対しての事実確認をする役割分担を行う。

#### ○被害児童に対しての事実確認

本人からの事実確認を行う。

なお、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っている。

く。

留意点 被害児童には全く非がなく、責任がないことを伝える。

誠意をもって真剣に取り組むことを伝え、安心感を持たせる。

先入観をもたずに聞き、勝手に解釈や批判はしない。

性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。

#### ○第1回いじめ緊急対応会議

事実確認ができ次第、発見の報告があった当日中に「いじめ緊急対応会議」を教頭が招集する。

「いじめ緊急対応会議」は、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

#### ◆いじめであると判断された場合

「いじめ緊急対応会議」以下の7点について具体的対応方針を決定する。

##### ① いじめ解消チームの編成

- 「いじめ解消チーム」を編成する。

##### ② 被害児童、その保護者への対応について

- その日のうちに、担任と管理職が家庭訪問し、保護者に事実関係を伝え、お詫びをし、学校全体で対処することを伝える。児童を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 事態の状況に応じて、複数の職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。
- 被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童または被害児童を別室において指導する等、被害児童が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。
- 保護者と密接に連絡を取り合い、適宜話合いの場を持つ。場合によっては、現在の状況について、口頭、文書等によって報告する。
- いじめの行為がなくなっただと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

##### ③ 加害児童、その保護者への聞き取り、指導について

- 即座にいじめをやめさせる。その際、複数の教職員が連携し、組織的に対応し、再発を防止する措置をとる。必要に応じて、江津市教育委員会指導主事、SC、SSWなど外部専門家



の協力を得る。

- 複数の教職員が連携して組織的に、加害児童から個別に事実関係を聴取する。
- 事実関係が明らかになった時点で、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。さらに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応をする。教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促すことができるようにする。

#### ④ いじめが起きた集団への働きかけについて

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

#### ⑤ 全教職員への情報提供、共通理解について

- 「いじめ緊急対応会議」でいじめとして対応すべきと判断し、「いじめ解消チーム」を編成した後、早急に、事実関係、これからの対応方針、具体的な対応方法、「いじめ解消チーム」について共通理解するための緊急職員会議を開催する。
- 「いじめ解消チーム」が対応していることについては、こまめに全教職員に情報提供を行い、常に共通理解を行い、常に共通の意識をもつようにする。

#### ⑥ 江津市教育委員会、関係諸機関との連携について

- 教頭を窓口として市教委、関係諸機関と密接に連携を行い、指導、助言を仰ぐ。
- マスコミ対応が必要な場合は、校長または教頭が窓口となり、他の教職員から情報を出さないことを留意する。

## 5 重大事態に向けての取組

### (1) 重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。



- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「相当の期間」については、年間 30 日を目安にするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する。

ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態の報告

すぐに江津市教育委員会に報告し、必要な指導・支援を受ける。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

### (1) ネット上に不適切な書き込み等があったことを発見した場合

被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

○プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

○江津警察署、川戸駐在所、川越駐在所に通報し、適切な援助を求めるとともに、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。

### (2) 早期発見のために

○児童生徒が悩みを抱え込まないように、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

### (3) インターネットの適切な利用について

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンのメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいことが考えられる。

そこで、次の対策を積極的に推進する。

- ① 子どもたちのスマートフォン、インターネット利用状況を把握するためのアンケートを行う。
- ② 子どもたちへの情報モラル教育を進める。
- ③ 保護者への情報提供、研修会を通して理解を求めていく。